

# リサイクル家電の処分方法について

「家電リサイクル法」に定める家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）を廃棄する場合は、廃棄物の減量化と資源リサイクルの推進を図るため、適正な処理が義務付けられています。

家電4品目について足寄町のごみ収集では回収しませんので、家電小売店や廃棄物収集運搬業の許可を持っている事業者を通じて処分するか、排出者が自分で指定引取場所へ持ち込んで処分してください。

## ◎「家電リサイクル法」の仕組みについて

### ① 消費者（使った人）⇒ リサイクルにかかる経費を払う



- ・ 廃家電を処分業者に適正に引き渡してください
- ・ 収集・運搬、リサイクルにかかる費用を負担してください

### ② 家電小売店（売った人）⇒ 廃家電の収集・運搬をする



- ・ 過去に販売した「家電リサイクル法」対象家電を引き取る
- ・ 買い替え時に引き取りを求められた対象家電を引き取る
- ・ 家電メーカー等へ対象家電を引渡す

### ③ 家電メーカー等（作った人）⇒ 廃家電をリサイクルする



- ・ 過去に製造・輸入した対象家電を引き取る
- ・ 引き取った対象家電をリサイクルする

## ◎“義務品”と“義務外品”について

廃家電は、家電小売店に引き取りの義務がある“義務品”と引き取り義務のない“義務外品”に分かれます。

- ・ **義務品** ～家電小売店が過去に自ら販売した対象家電や、買い替え購入によって不要となり、消費者から引き取りを求められた同種の対象家電のこと。  
⇒ 廃棄する家電を購入したお店か、買い替えをしたお店に引き取りを依頼してください
- ・ **義務外品** ～消費者が他店で購入した対象家電（自店で同種の家電を買い替え購入した場合を除く）のこと。  
例) ①引越等により購入した店舗に引取を依頼できない場合  
②贈答品や景品でもらったため購入店舗が分からない場合  
⇒ 足寄町内では、「表1」の回収協力業者が“義務外品”の引き取りを実施しています。

【表1】

引取義務外品 回収協力業者一覧

業者名	住所	電話番号	備考
イエローグローブ足寄店	足寄町南7条1丁目12番地	0156-25-8611	出張引取の場合は別途手数料加算
(有)エムエス電器商会	足寄町南2条1丁目24番地	0156-25-3166	市街地以外の出張引取の場合は手数料別途加算
(有)コミヤマ	足寄町南2条2丁目12番地	0156-25-2112	市街地以外の出張引取の場合は手数料別途加算

## ◎家電リサイクルのQ&A

Q1：家電4品目を捨てる時はどうすれば良いですか？

A1：基本的には、捨てる家電を買ったお店に連絡し、引き取りの依頼をしてください。「買ったお店が分からない」「買ったお店が廃業した」「引っ越したので、買ったお店に引き取りを依頼できない」という場合は、上記協力業者に引き取りの依頼をしてください。

Q2：家電を捨てる時にお金がかかりますか？

A2：リサイクル料金（家電の処分料）が必要です。また、家電の引き取りに出張手数料が必要な場合があります。

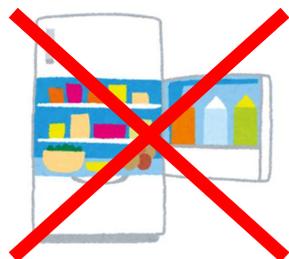
Q3：リサイクル料金は家電の種類ごとに同じですか？

A3：メーカーや型式によっても異なります。引取手数料の有無も含めて、料金は引き取りを依頼する業者へお問い合わせください。

Q4：リサイクル家電を捨てる時の注意事項はありますか？

A4：特に冷蔵庫・冷凍庫を捨てる際は、中に物が入っていないかどうかを必ず確認してください。中に物が入っていると、引き取りを断られる場合もありますのでご注意ください。また、洗濯機なども使用環境によっては汚れがひどいことが考えられます。家電はリサイクル処理しますので、ある程度汚れを落としてから引き渡してください。

※ 汚れの程度によっては、引取手数料が加算されることもあります。



Q5：無料で家電を引き取るという業者がたまに近所に来ます。引き渡しても大丈夫ですか？

A5：家電小売店と足寄町の廃棄物収集運搬業の許可を持っている業者以外には引き渡さないでください。

現在、家電を含めたごみの不法投棄が問題となっており、十勝管内でも大規模な不法投棄により違法業者（廃品回収業者）が逮捕されるという事件がありました。違法業者に家電を引き渡して不法投棄された場合、消費者も罪に問われる場合があります。

※ 不法投棄の罰則…5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金。



Q6：冷蔵庫やテレビなら全て「家電リサイクル法」の対象家電ですか？

A6：一部例外があります。業務用の冷凍庫やテレビのうちプロジェクションテレビという形式のテレビなどは「家電リサイクル法」の対象外となります。

家電小売店などに連絡して、家電リサイクル法対象外のため処理ができないと言われた場合は、役場住民課住民室住民生活担当までご連絡ください。

⇒☎0156-28-3858（直通）

Q7：自分で指定引取場所へ持ち込みたいのですが、どうすれば良いですか？

A7：まず、郵便局・ゆうちょ銀行で振込書が付いた家電リサイクル券に必要事項を記入し、振込手数料を添えてリサイクル料金を振り込み、家電リサイクル券を受け取ってください。

次に、家電リサイクル券を持参のうえ、「表2」の指定引取場所へ家電を持ち込み処理してください。また、転出等でその他の地域へ持ち込む場合は一般財団法人家電製品協会のHPをご確認ください。

【表2】 指定引取場所

業者名	住所	電話番号
(株)鈴木商会道東支店 十勝事業所	芽室町東芽室北1線8番地 1	0155-62-6211
札幌通運(株)北海道 営業本部十勝支店	芽室町東芽室北1線22-7	0155-61-3611

受入時間は、日曜、祝日、お盆、年末年始を除く9時～17時

※受入時間は変更になる場合がありますので、必ず事前に電話でご確認ください。